

《 いじめ重大事態対応フロー図 》

【浦添市立仲西中学校】

【重大事態とは】

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 ○児童生徒が自殺を企図した場合
 ○身体に重大な障害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合
 ○精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 ○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識

ウ その他の場合
 ○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に

法第28条第3項

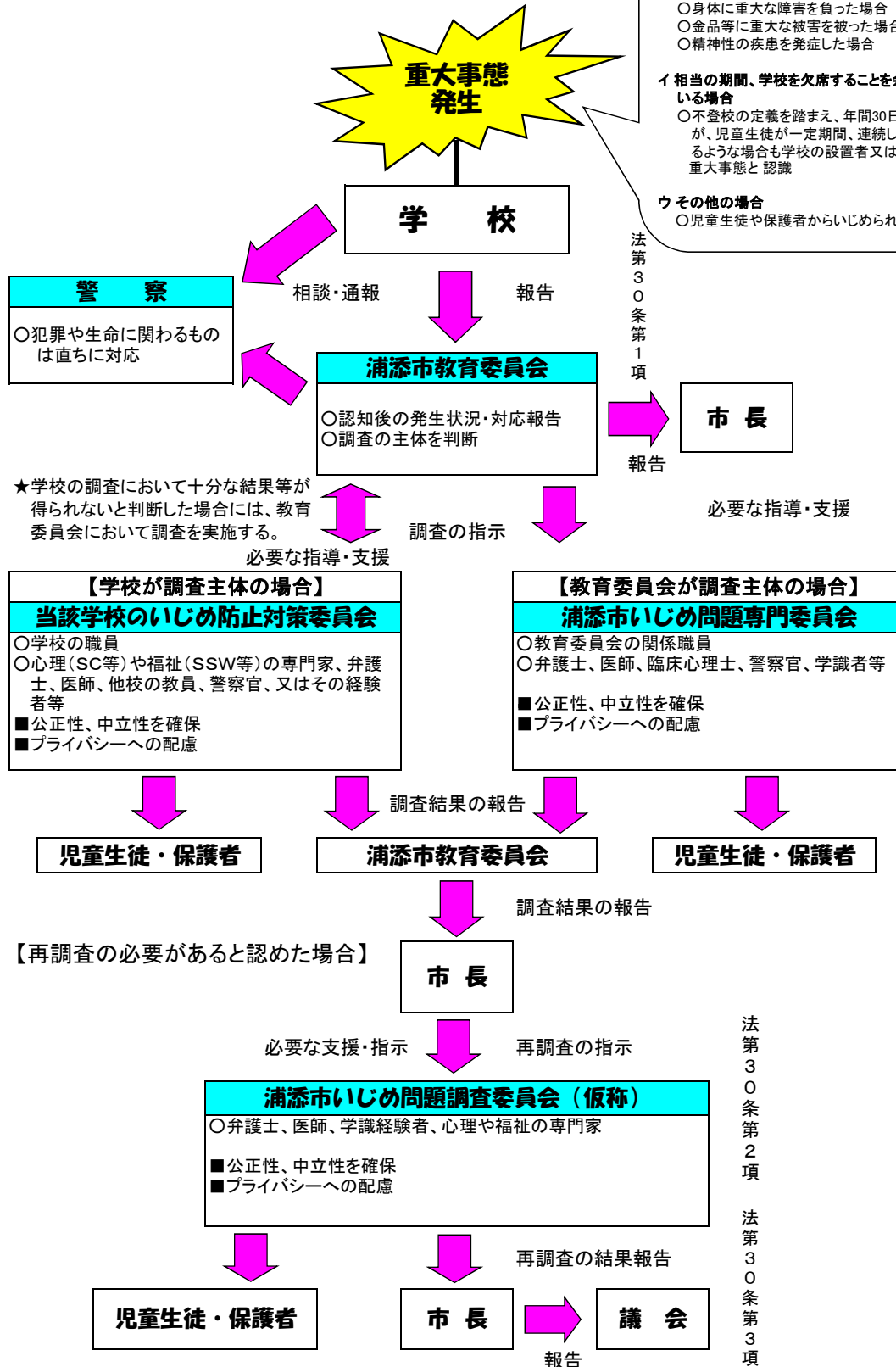
法第28条第1項

法第28条第2項

法第30条第1項

法第30条第2項

法第30条第3項



※ 調査組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、当事者と利害関係を有しない第三者を選任し、公正性、中立性の確保に努めること。